

忠岡町産業廃棄物処理補助金交付要綱 申請から交付までの流れ（フロー）



STEP 1

廃棄物の
整理

地区集会所等において廃棄物をまとめる。

※クリーンセンターへ持ち込む場合は、事前にクリーンセンターへご連絡ください。（持ち込み可能かなどの案内があります。）

※補助金は、地区集会所及びコミュニティ・センター内の廃棄物のみが対象です。ご注意ください。

忠岡町クリーンセンター

- ◆ 連絡先 072-423-2663
- ◆ 受付時間 平日9:30~16:00
土曜日9:30~12:00
- ◆ 休み 日曜・祝日・年末年始

STEP 2

廃棄物の
写真撮影

指定管理者において、廃棄物の写真を撮影する。

※産業廃棄物収集業者へ処理を依頼する廃棄物のみ撮影ください。

STEP 3

収集業者
へ依頼

産業廃棄物収集業者へ処理依頼をする。

※その際、本申請に必要な見積書と領収書の保管を必ずお願いします。

STEP 4

申請

忠岡町へ申請書類を提出（4点セット）

- 産業廃棄物処理補助金交付申請書（様式第1号）
- 見積書
- 産廃写真
- 領収書

STEP 5

振込

申請内容を審査後、指定管理者の指定口座へ振り込みます。

- 申請の対象は、指定管理者（自治振興協議会）に限ります。
- 申請は、指定管理者につき、年1回までです。
- 補助額は、5万円を上限としています。



- ①補助金申請に関する問い合わせ
町長公室 自治防災課（内線142）
- ②廃棄物処理に関する問い合わせ
産業住民部 生活環境課（内線302）